

償却資産の申告は1月31日(木)までに

償却資産の申告には、マイナンバー(個人番号)または法人番号の記入が必要です

■資産の種類

構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
構築物 建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く) 建物の所有者以外の人が施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両 および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、台車など
工具、器具 および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机、椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

※申告の手引き、申告書、種類別明細書は市ホームページからダウンロードできます。

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象となります。

平成31年1月1日現在に所有されている償却資産については、2019年度(平成31年度)の課税対象となりますので、1月31日(木)までに申告をしていただく必要があります(期限間近になると大変混雑しますので、なるべく1月11日(金)までの提出にご協力ください)。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

①耐用年数1年未満の資産
②取得価格が10万円未満の資産
③取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定に

より一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの(一括償却資産)
④自動車税および軽自動車税の対象となる車両

◆問い合わせ 税務課資産税係

市税は納期内に納付を

市・府民税(第4期分)の納期限は12月28日(金)

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。

納期限が過ぎた場合は、督促後に京都地方税機構に徴収権限を移管します。また滞納となった場合、延滞金や督促手数料が加算されることがありますので留意ください。

口座振替をご利用の場合
預金残高をご確認ください。納税

通知書、納付通知書の明細書に、口座振替申し込みの際に指定された口座情報を記載していただきます。振替日までに預金残高をご確認ください。

預金残高不足等で口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

◆問い合わせ 税務課収納係または市税取扱金融機関等

雑損控除等の説明会を開催します

地震および台風により、住宅や家財などに損壊・浸水等の被害を受けたときは、確定申告等で所得税法に定める雑損控除または災害減免法に定める所得税の軽減免除の適用を受けることができます場合があります。

つきましては、その制度の内容、損害額の計算方法について、平成31年1月11日(金)に説明会を開催いたします。

なお、詳細は広報「やわた」1月号と市ホームページに掲載予定です。

◆問い合わせ 宇治税務署(☎0774-44-4141)、税務課市民税係

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と
京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税(個人の市町村民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入し

ていただく制度です。法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者(事業主)は、法令に基づき

宇治税務署からのお知らせ

申告会場について

宇治税務署の申告会場は、平成31年2月18日(月)から開設します(開庁日を除く)。なお、2月15日(金)以前は開設していません。

申告会場の開設時間は、午前9時から午後5時までです。が、相談受付時間は午後4時までとなります。なお、申告

会場は、臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。

☆税務署ではコピーサービスを行っています。写しの必要な書類(家屋に係る売買契約書または工事請負契約書など)につきましては、あらかじめ

適正な特別徴収の実施をお願いします。

特別徴収のメリット

- ・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかりません。
- ・従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収(納税義務者が直接納付)より1回あたりの負担額が少なくなります。

◆問い合わせ 税務課市民税係

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当です。

減額の要件

▽住宅と居住者 新築した日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申

請時に要介護認定または要支援認定を受けている人③障がいのある人

▽改修工事 2020年3月31日までに、次の①～⑧のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。

①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

手続き

改修工事完了後3カ月以内に工事

明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください(必要に応じて現地確認を実施)。

■マイナンバーの記載と

本人確認書類が必要です

申請の際にマイナンバーの記載が

必要です。マイナンバーの確認と本人確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

※既にこの減額を受けた場合または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用されません。また、工事内容によって、他の制度を利用できることもありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 税務課資産税係